

次期介護保険制度改正における軽度利用者切り捨てに反対する声明

2016年11月9日

埼玉県市民ネットワーク

日本においては、介護はその担い手を家族、とりわけ女性に依存してきた歴史がありますが、「介護の社会化」を理念とする介護保険制度の開始によって、大きく転換をしました。

しかし、その理念とは逆行し、改定を重ねるたびにその内容は後退を続けています。

2015年の改定では、要支援1・2の利用者への介護サービスの一部が、自治体の地域支援事業に移行され、不安定なものとなりました。これらの改正の評価もままならない中、今度は要介護1・2の「軽度利用者」へのサービスのうち、生活援助と福祉用具の自己負担化を進める検討が始まっています。

生活援助も福祉用具も、軽度者の自立には不可欠なものであり、これらの利用は経済的理由によって制限されることがあれば、重度化が進むことが危惧され、かえって財政負担も増加してしまいます。

このままでは介護保険料を払っても使えない、「保険あって介護なし」と指摘される状況がますます進み、高齢者の自立が阻害され、重度化が進みます。

政府は、財政負担を軽くするための目先の利害に左右されることなく、長期的視野を持ち、安易な給付抑制をしないよう強く求めます。